

**令和6年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【報酬算定に係る留意事項等について】**

**相談支援系サービス 編
(計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援)**

**令和7年2月
明石市福祉局生活支援室障害福祉課**

目次

【令和6年度報酬改定について】

1. 各種加算について

(1)行動障害支援体制加算	P.3
(2)要医療児者支援体制加算	P.10
(3)精神障害者支援体制加算	P.18
(4)高次脳機能障害者支援体制加算	P.28

2. その他

(1)機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費について	P.36
人材配置要件について	P.37
体制要件について	P.39
(2)相談支援員について	P.48

1. 各種加算について

(1) 行動障害支援体制加算

行動障害支援体制加算の見直し

【計画相談支援】

イ 行動障害支援体制加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第8に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を1名以上配置していること。

②実践研修修了者を配置している旨を公表していること。

③実践研修修了者が、区分3(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第4号)第1条第4号に掲げる区分3をいう。)以上に該当し、かつ、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)第4号に該当する者(以下「強度行動障害者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害児(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平成27年厚生労働省告示第181号)第6号のイの(3)に規定する強度行動障害児をいう。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

1. 各種加算について

(1) 行動障害支援体制加算

【計画相談支援】

□ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）

イの①及び②の基準に適合すること。

《留意事項通知一部抜粋》

○行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了し、（当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた）常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていること。

○行動障害支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害者に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(1) 行動障害支援体制加算

【計画相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

○行動障害支援体制加算（1）

（一）対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者（以下「強度行動障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。

なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（障害支援区分、利用サービス、加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

（二）対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

1. 各種加算について

(1) 行動障害支援体制加算

【計画相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

○行動障害支援体制加算（Ⅰ）

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準平成27年厚生労働省告示第181号）第6号のイの(3)に規定する表（児基準の合計点数が20点以上である児童）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

○行動障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(1) 行動障害支援体制加算

【障害児相談支援】

イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第8に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を1名以上配置していること。

②実践研修修了者を配置している旨を公表していること。

③実践研修修了者が、次に表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児(以下、強度行動障害児という。)の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)第6号のイの(3)に規定する強度行動障害者をいう。)又は強度行動障害児に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの①及び②の基準に適合すること。

1. 各種加算について

(1) 行動障害支援体制加算

【障害児相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

○ 行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児への支援を現に実施している又は行動障害のある障害児について適切に対応できる体制が整備されていること。

○ 行動障害支援体制加算（1）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

（一） 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を児基準の合計点数が20点以上である者（以下「強度行動障害を有する児」という。）としている。そのため、障害児が強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認すること。

なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

1. 各種加算について

(1) 行動障害支援体制加算

【障害児相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

○行動障害支援体制加算（Ⅰ）

（二）対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害を有する児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者（障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者）又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

○行動障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(2)要医療児者支援体制加算

要医療児者支援体制加算の見直し

【計画相談支援】

イ 要医療児者支援体制加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。)を1名以上配置していること。

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

③医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「医療的ケア児者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児者の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

1. 各種加算について

(2)要医療児者支援体制加算

【計画相談支援】

□ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）

イの①及び②の基準に適合すること。

《留意事項通知一部抜粋》

○人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること。

1. 各種加算について

(2)要医療児者支援体制加算

《留意事項通知一部抜粋》

【計画相談支援】

○要医療児者支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害者に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

（一）対象となる障害者

当該区分は、支援対象者にスコア表（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「対象医療的ケア児者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

（二）対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

1. 各種加算について

(2)要医療児者支援体制加算

《留意事項通知一部抜粋》

【計画相談支援】

○要医療児者支援体制加算（Ⅰ）

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

○要医療児者支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(2)要医療児者支援体制加算

【障害児相談支援】

イ 要医療児者支援体制加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第78条第3項に規定する事業（以下「地域生活支援事業という。」）として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。）を1名以上配置していること。

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

③医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「医療的ケア児」という。）の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児又は医療的ケア児と同等の医療行為を必要とする状態である18歳以上の者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

1. 各種加算について

(2)要医療児者支援体制加算

【障害児相談支援】

□ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）

イの①及び②の基準に適合すること。

《留意事項通知一部抜粋》

○人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等への支援を現に実施している又は医療的ケア児等について適切に対応できる体制が整備されていること。

ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

1. 各種加算について

(2)要医療児者支援体制加算

《留意事項通知一部抜粋》

○要医療児者支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

（一）対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「対象医療的ケア児」という。）としている。そのため、障害児が対象医療的ケア児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

（二）対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

1. 各種加算について

(2)要医療児者支援体制加算

《留意事項通知一部抜粋》

○要医療児者支援体制加算（Ⅰ）

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

○要医療児者支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

精神障害者支援体制加算の見直し

【計画相談支援】

イ 精神障害者支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者(法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。)の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「精神障害者研修修了者」という。)を1名以上配置していること。

②精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。

③精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等であって、計画相談支援対象障害者等が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【計画相談支援】

イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)

④精神障害者研修修了者が、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)

イの①及び②の基準に適合すること。

《留意事項通知一部抜粋》

精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていること。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【計画相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

ここでいう「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援事業促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

○精神障害者支援体制加算（Ⅰ）

（一）対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも考えられる。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【計画相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

○精神障害者支援体制加算（Ⅰ）

（二）対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【計画相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

○精神障害者支援体制加算（Ⅰ）

（三） 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制

当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする。また、精神疾患を有する患者であって精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院又は精神科重症患者支援管理連係加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院又は利用するとは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとする。

○精神障害者支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【障害児相談支援】

イ 精神障害者支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ①指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者(法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。)の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「精神障害者研修修了者」という。)を1名以上配置していること。
- ②精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。
- ③精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等であって、障害相談支援対象保護者に係る障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【障害児相談支援】

④精神障害者研修修了者が、精神に障害のある児童（法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童をいう）に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に精神障害者（障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。）に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）

イの①及び②の基準に適合すること。

《留意事項通知一部抜粋》

精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害者のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている又は精神に障害を有する児童について適切に対応できる体制が整備されていること。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【障害児相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

ここでいう「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援事業促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

○精神障害者支援体制加算（Ⅰ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っており、(三)に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである

(一) 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童（以下「精神に障害のある児童」という。）としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【障害児相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、精神に障害のある児童に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

1. 各種加算について

(3)精神障害者支援体制加算

【障害児相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制

当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする。また、精神疾患を有する患者であって精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院又は精神科重症患者支援管理連係加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、障害児が通院又は利用するとは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることとする。

○精神障害者支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(4)高次脳機能障害支援体制加算

高次脳機能障害支援体制加算の新設 【計画相談支援】

イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。)を1名以上配置していること。

②高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

③高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者であって満18歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 高次脳機能障害者支援体制加算(Ⅱ)

イの①及び②の基準に適合すること。

1. 各種加算について

(4)高次脳機能障害支援体制加算

【計画相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等（以下「高次脳機能障害者」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修（当該研修と同等の内容のものであること）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。

○高次脳機能障害支援体制加算（1）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害者に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(4)高次脳機能障害支援体制加算

【計画相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

(一) 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。

ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書

イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書

ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

1. 各種加算について

(4)高次脳機能障害支援体制加算

【計画相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

○高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(4)高次脳機能障害支援体制加算

【障害児相談支援】

イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。)を1名以上配置していること。

②高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

③高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)であって、満18歳に満たないものの保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 高次脳機能障害者支援体制加算(Ⅱ)

イの①及び②の基準に適合すること。

1. 各種加算について

(4)高次脳機能障害支援体制加算

【障害児相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等（以下「高次脳機能障害者」という。）であって満18歳に満たないもの（以下「高次脳機能障害児」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害児への支援を現に実施している又は高次脳機能障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

ここでいう「高次脳機能障害支援者養成に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-12に定める「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修（基礎研修及び実践研修）又はこれに準ずるものとして、同研修におけるカリキュラムで示された研修内容と同等以上のものとして都道府県知事が認める研修をいう。

○高次脳機能障害支援体制加算（1）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

1. 各種加算について

(4) 高次脳機能障害支援体制加算

【障害児相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

(一) 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を高次脳機能障害児としている。そのため、障害児が高次脳機能障害児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認に当たっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。

ア 障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書

イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書

ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害児の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害児の保護者に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、高次脳機能障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

1. 各種加算について

(4) 高次脳機能障害支援体制加算

【障害児相談支援】

《留意事項通知一部抜粋》

○高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

【計画相談支援】 【障害児相談支援】

令和3年度報酬改定により、特定事業所加算が廃止となり、対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費）が創設された。

機能強化型(I)～(IV)に応じた体制・人員配置要件を全て満たす場合に算定できます。

留意点

- 機能強化型は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価するものであるため、報酬告示等で定められた要件を全て満たしていなければ算定することはできない。
- 厚生労働省から出ている報酬告示及び留意事項通知の内容を十分に確認すること。
- 算定要件を満たさなくなった場合には、速やかに加算の変更又は終了の届出を提出すること。
- 算定要件を満たさない事実が発生した日が属する月の翌月分から算定を行うことができない。

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《人員配置要件》 (複数の事業所が協働して要件を満たす場合を除く)

番号	算定要件	I	II	III	IV	詳細
①ア	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修修了者であること。	○	—	—	—	P. 38
①イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修修了者であること。	—	○	—	—	
①ウ	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修修了者であること。	—	—	○	—	
①エ	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の相談支援従事者現任研修修了者であること。	—	—	—	○	

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《人員配置要件》

《留意事項通知一部抜粋》

- (I) 3名※（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。
- (II) 2名※（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。
- (III) 相談支援従事者現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。

配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所が、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》（複数の事業所が協働して要件を満たす場合を除く）

番号	算定要件	I	II	III	IV	詳細
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行っていること	○	○	○	○	P.41
③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者（障害児）等の相談に対応する体制を確保すること	○	○	—	—	P.42
④	新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること	○	○	○	○	P.43
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を行っていること。	○	○	○	○	P.44

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》（複数の事業所が協働して要件を満たす場合を除く）

番号	算定要件	I	II	III	IV	詳細
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○	P. 45
⑦※	法第89条の3第1項に規定する協議会(以下「協議会」という。)に定期的に参画し、同行に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること	○	○	○	—	P. 46
⑧※	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること	○	○	○	—	P. 46
⑨	1人の相談支援専門員の取扱件数(前6か月平均)が40件未満である	○	○	○	○	P. 47

※令和7年3月31日までに限り、⑦・⑧については令和6年3月31日時点において機能強化型(継続)サービス利用支援費（I）～（IV）を算定している事業所は「無」の場合も算定可能であること

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》 《留意事項通知 一部抜粋》

②利用者（障害児）に関する情報等に係る伝達等を目的とした会議の定期的な実施

留意点

- 会議は概ね週1回以上開催し、議事については記録を作成し、5年間保存する必要がある。
- 議題については、少なくとも次のような議事を含めること
 - ・ 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - ・ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - ・ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - ・ 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - ・ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - ・ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - ・ その他必要な事項

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》

《留意事項通知 一部抜粋》

③24時間の連絡体制

留意点

- 常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要がある。
- 営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》

《留意事項通知 一部抜粋》

④相談支援従事者現任研修修了者の同行による研修の実施

留意点

- 新規に採用したすべての相談支援専門員に対して、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施。
 - 研修を実施した場合は、同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録。
-
- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》

《留意事項通知 一部抜粋》

⑤支援困難ケースの受け入れ実施

留意点

- 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供する必要がある。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

相談支援に関するQ & A (令和3年4月8日) 問65

- 基幹相談支援センター以外に、(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定している。
- 当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》

《留意事項通知 一部抜粋》

⑥基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加

留意点

- 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している必要がある。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

相談支援に関するQ & A (令和6年3月29日) 問62

- 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的で開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたとできるか。
- (答)市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》 《留意事項通知 一部抜粋》

⑦協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること

協議会への参画

留意点

- 定期的に協議会の専門部会等に参加し、個別事例の報告等の取組を当該関係機関等と連携して行う必要がある。

⑧基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること

基幹相談支援センターの取組への参画

留意点

- 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画している必要がある。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

相談支援に関するQ & A (令和6年3月29日) 問62 前項と同じ (⑦・⑧共通)

2. その他

(1)機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費 について

《体制要件》 《留意事項通知 一部抜粋》

⑨取扱件数※が40件未満であること ※1月の相談支援専門員1人当たりの取扱件数

留意点

- 届出提出月の前6月間の取扱い件数で判断する。

《留意事項通知 一部抜粋》

- 1月の当該相談支援事業所全体の相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）の数の前6月の平均値を当該相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均で除して得た数とする。
- 当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

《厚労省Q&A 一部抜粋》

令和3年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A（VOL.2）平成30年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ & A（VOL.3）問12の訂正

- 届出提出月の前6月間の実績を基に取扱件数が40件未満であるかどうかを判断することとなる。例えば、令和3年6月から特定事業所加算機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定するためには、令和3年5月15日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前6月間である令和2年11月から令和3年4月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

2. その他

(2)相談支援員について

【計画相談支援】 【障害児相談支援】

相談支援員の創設

- ①専ら当該事業所の職務に従事する者
- ②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

上記①、②の要件を満たした場合かつ、以下の要件をいずれも満たす事業所は相談支援員を置くことができる

- 機能強化型の基本報酬を算定していること
- 当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されていること。

指導助言を受ける体制とは具体的に、以下の全ての体制が確保されていること

- イ、利用者に関する情報・サービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の開催
- ロ、全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施
- ハ、全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言